



2025年6月20日

各位

会社名 アリアケジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 白川直樹
 (コード番号: 2815 東証プライム)
問合せ先 取締役 経営管理室長兼経理部長
 松本幸一
 電話 03 - 3791 - 3301

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 1,212株
(3) 処 分 価 額	1株につき 6,580円
(4) 処 分 総 額	7,974,960円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 4名 1,212株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、取締役を兼務しない執行役員及び従業員（以下対象取締役と併せ「対象取締役等」と総称します。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、本日、2025年6月20日開催の第47回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は対象取締役等に対して報酬等として金銭債権を支給し、対象取締役等が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は

処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、対象取締役等に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容は、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当てが無償交付による場合、対象取締役は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その1株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

また、対象取締役等への割当てが現物出資交付による場合、対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計7,974,960円（以下「本金銭債権」といいます。）を、普通株式1,212株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役4名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される本割当契約の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年7月18日（以下「本処分期日」といいます。）から当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時（ただし、対象取締役が取締役を兼務しない執行役員及び従業員の場合には、処分の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。以下同じとする。）までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること、かつ、第48期の当社の有価証券報告書に記載される当該事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日）の連結営業利益率（「業績数値」という。）が18.2%以上に達すること（以下「本業績目標」という。）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）対象取締役が任期満了または定年その他正当な事由（死亡による場合を含む。）により退任又は退職した場合の取扱い

① 対象取締役の退任又は退職が本役務提供期間中の場合

理由の如何を問わず、本割当株式の全部について譲渡制限を解除しない。

② 対象取締役の退任又は退職が役務提供期間経過後から第48期に係る有価証券報告書の提出日までの場合

本業績目標が達成されることを条件として、第48期に係る有価証券報告書の提出日の翌日の到来時点をもって、本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

③ 対象取締役の退任又は退職が第48期に係る有価証券報告書の提出日の翌日以降の場合

本業績目標が達成されたことを条件として対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)の場合の退任又は退職の時点において譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、第48期の事業年度の末日の経過後から当該承認の日までに提出された有価証券報告書に記載された業績数値において、本業績目標が達成されたことを条件として、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、第48期に係る有価証券報告書の提出日の翌日の到来時点の直前の時点までである場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点において、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第48期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、忖意性を排除した価額とするため、2025年6月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である6,580円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上